

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群公開講座

第3回 「宗像氏と対外交流」

日 時：令和元年 9 月 7 日(土) 13:30-16:30

場 所： カメリアホール 大研修室(福津市複合文化センター・文化会館)

スケジュール:

13:30 開会あいさつ

13:40 講演 1 「古代宗像の渡来人」 亀田 修一

15:00 休憩 (15 分)

15:15 講演 2 「文献史料から見た古代豪族宗像氏の交流」 森 公章

16:30 閉会

(要旨) 沖ノ島祭祀を担った宗像氏とはどのような歴史を持つ豪族であったのだろうか。まずは史料の多い奈良時代のあり方を定点に考察を始める。宗像氏は宗像郡の郡領氏族であり、宗像郡は郡司の三等以上親の連任が認められている8神郡の1つであった。そして、大領と神主を兼帯し、五位を与えられるという優待もなされている。宗像氏は高市皇子—長屋王家とつながりを持ち、宗像氏の女を母とする高市皇子は大和国に宗像神を勧請していた。筑前の地にあつては宗像氏は海上交通の要衝金崎の地を掌握し、海人集団とも交流があつた。また難波吉士につながる難波部との婚姻関係も有している。以上のような宗像氏の歴史はどのようにして築かれたのか。沖ノ島祭祀に関しては当初から宗像氏を独占していたわけではなく、有明海方面の水沼君という競合者がおり、筑紫君磐井の乱とその平定を経て、漸く宗像氏の独占が確立していくようである。そして、宗像神は広範囲で奉祀されており、海上交通の掌握と関係する要素が窺われる。また朝鮮半島への派兵は「竹斯嶋上諸軍士」と称される九州の豪族が主体であり、その輸送などの面でも宗像氏が活躍することがあつたと思われる。それが天武天皇と宗像徳善の女尼子娘の婚姻につながり、倭王権が宗像氏を重視する要因となつたと考えられる。宗像氏は平安時代以降も大宮司や大宰府の府官として活動し、日宋貿易にも従事するなど、健在であつた。その様相も展望するようにしたい。

一 奈良時代の宗像氏と地域支配

(1) 『和名抄』の宗像郡の郷名

…秋・山田・怡土・自・野坂・荒木・海部・席内・深田・簀生・辛家・小荒・大荒・津九の14郷→筑前国15郡の中で唯一の大郡

怡土郷・海部郷…怡土郡海部郷の存在→怡土郡／海部との関係

辛家郷…「韓」との関係 @志麻郡韓良郷／韓亭(泊) (『万葉集』巻15-3668・70)

(2)、郡領氏族としての宗像氏

01 『続日本紀』文武2年(698)3月己巳条

詔、筑前国宗形、出雲国意宇二郡司、並聴連任三等已上親。

02 選叙令同司典条集解令釈所引養老7年(723)11月16日太政官处分

伊勢国渡相郡・竹郡、安房国安房郡、出雲国意宇郡、筑前国宗形郡、常陸国鹿島郡、下総国香取郡、紀伊国名草郡、合八神郡、聴連任三等以上親也。

03 『続日本紀』和銅2年(709)5月庚申条

筑前国宗形郡大領外従五位下宗形朝臣等杼授外従五位上。

04 『続日本紀』天平元年(729)4月乙丑条

筑前国宗形郡大領外従七位上宗形朝臣鳥麻呂奏可供奉神齋之状、授外従五位下、賜物有数。

05 『続日本紀』天平10年(738)2月丁巳条

筑紫宗形神主外従五位下宗形朝臣鳥麻呂授外従五位上。出雲国造正六位上出雲臣広島外従五位下。

06 『続日本紀』天平17年(745)6月庚子条

筑前国宗形郡大領外従八位上宗形朝臣与呂志授外従五位下。

07『続日本紀』景雲元年（767）8月辛巳条

筑前国宗形郡大領外從六位下宗形朝臣深津授外從五位下。其妻無位竹生王從五位下。並以被僧寿応誘、造金崎船瀬也。

08『続日本紀』宝龜9年（778）4月庚寅条

授筑前国宗形郡大領外從八位上宗形朝臣大徳外從五位下。

09『類聚三代格』卷7延暦19年（800）12月4日官符

応停筑前国宗像郡大領兼宗像神主事。右得大宰府解備、当郡大領補任之日、例兼神主即叙五位。而今准去延暦十七年三月十六日 勅、譜第之選永從停廢、擢用才能、具有条目。大領兼神主外從五位下宗像朝臣池作十七年二月廿四日卒去。自爾以来頻闕供祭、歴試才能、未得其人。又案神祇官去延暦七〔十七カ〕年二月廿二日符備、自今以後簡択彼氏之中潔清廉貞、堪祭事者、補任神主、限以六年相替者。然則神主之任既有其限、仮使有才堪理郡兼帶神主、居終身之職、兼六年之任、事不穩便。謹請官裁者。右大臣宣備、奉 勅、郡司・神主職掌各別、莫令郡司兼帶神主。

10『類聚国史』卷54天長5年（828）3月甲申条

筑前国人難波部安良売叙位二階、免戸田租。安良売、父母共没、常拜塚塋、朝夕尽哀。又年十有六、嫁宗像郡大領外正七位上宗形朝臣秋足。秋足死于今十五年。遠近聘之、誓死終志。本之名教、孝節可嘉。

○大郡：大領1人、少領1人、主政3人、主帳3人

○大領土は宗像朝臣：684年八色の姓で君→朝臣

@朝臣賜姓の豪族：臣姓の中央有力豪族、吉備臣・上毛野君など独立性の強い地方豪族

（3）郡領を独占・政祭両面での権威

○三等以上親の連任が認めらる8神郡の一つ（史料02）

○出雲国意宇郡とともに最も早くに認可（史料01）

○「大領補任之日、例兼神主即叙五位」（史料09） @通常は大領は外從八位上

・史料04 鳥麻呂「奏可供奉神齋之状」：外從七位上→外從五位下

・史料06 与呂志：外從八位上→外從五位下

・史料08 大徳：外從八位上→外從五位下

（4）高市皇子—長屋王家（北宮王家）との関係

11 長屋王家木簡 *城＝『平城宮発掘調査出土木簡概報』の号数・頁数

〔領耐カ〕

宗形郡大口口鯨 (城 21-34・25-29) 116・27・4 032

宗形郡大領鯛罾 (城 23-14) 103・28・3 032

宗形郡大領 (城 27-21) (77)・24・2 039

12『類聚三代格』卷1寛平5年（893）10月29日官符

応充行宗像神社修理料賤代徭丁事。従良賤十六人、正丁、在筑前国宗像郡金崎。充行徭丁八人、大和国城上郡四人、高市郡二人、十市郡二人。右得彼社氏人從五位下守右少弁兼大学頭高階真人忠峯等解状備、件神坐大和国城上郡之内、与坐筑前国宗像郡從一位勲八等宗像大神同神也。旧記云、是 天照大神之子也。大神 勅曰、汝三神降居道中、奉助天孫、为天孫所崇祭者。今国家每有禱請奉幣件神、是其本縁也。唯筑前社

有封戸・神田、大和社未預封例。因茲忠峯等始祖太政大臣淨広壺高市皇子命、分氏賤年輸物令修理神舎、以為永例。而年代久遠、物情解体、氏衰路遠、不堪催発。須依貞觀十年六月二十八日格、申請祖神封物、以充修理料。而大神宮事既異諸社、氏人等狐疑猶予、空經年序、所在神舎既致破壊。今件賤同類蕃息已有其數。望請、進件賤為良、將令備調庸、其代永請隨近徭丁以充修理料。謹請 官裁者。大納言正三位兼行左近衛大将皇太子傳陸奥出羽按察使源朝臣能有宣、奉 勅依請者。仍須件徭丁待彼氏高階真人長者并神主共署申請充之。差充之後不得輒差他役。但其死闕及耆老之代、又同待請充之、永以為例。

○史料 11…郡司からの貢獻物→郡司と王臣家とのつながり @朝臣賜姓の要因

- ・長屋王の祖母は胸形君德善の女尼子娘
- ・父高市皇子は壬申の乱で活躍／持統朝では太政大臣、「後皇子尊」

○史料 12…大和国城上郡に宗像神社

- ・高市皇子が勸請
- ・筑前国宗像郡金崎の氏賤の年輸物を神舎修理料に充当→大和国の徭丁差点方式に
- ・『類聚三代格』巻 1 元慶 5 年 (881) 6 月 16 日官符：長屋王の後裔高階真人が神主

(5) 大領深津と妻竹生王による金崎船瀬築造 (史料 07)

○女王との婚姻…長屋王家との関係が作用

○金崎の地…海上交通の要衝

@『万葉集』巻 7-1230 番「ちはやぶる 金の岬を 過ぎぬとも 我は忘れじ 志賀の皇神」

@『今昔物語集』巻 19 第 29 話「亀、報山陰中納言恩語」…大宰帥として赴任した藤原山陰の男子が継母によって「鐘ノ御崎」を通過する時に海に投げ入れられて殺害されそうになるが、山陰がかつて救った亀の報恩によって救助される話

(6) 海人の支配と交流

13『万葉集』巻 16—3860~69「筑前国志賀白水郎歌十首」左注

右、以神龜年中、大宰府差筑前国宗像郡之百姓宗形部津麻呂宛對馬送粮船舵師也。于時津麻呂詣於滓屋郡志賀村白水郎荒雄之許語曰、僕有小事、若疑不許歟。荒雄答曰、走雖異郡同船日久、志篤兄弟在於殉死、豈復辞哉。(下略・津麻呂の對馬送粮船舵師を代替した荒雄の漂流)

○宗像郡百姓宗形部津麻呂…宗像氏配下の海人／對馬送粮船舵師に

→老齡により滓屋郡志賀村白水郎荒雄と交替＝海人間の交流

@地方豪族名を冠する部民：出雲国造出雲臣の出雲部、吉備氏一族の吉備部など、国造級豪族が有する事例はある

○筑前国における郡領間の婚姻例

- ・志麻郡：大領肥君と宅蘇吉志（那珂郡田来郷）／肥君と難波部
- ・早良郡：大領三家連と少領早良勝
- ・史料 10：宗像郡大領秋足の妻難波部安良売
→難波吉士（難波を拠点に倭王権の外交に従事）配下の難波部との関係

二 宗像氏の歴史

(1) 宗像三女神の奉祀

14『日本書紀』応神41年2月是月条

阿知使等自吳至筑紫。時胸形大神有乞工女等、故以兄媛奉於胸形大神。是則今在筑紫国御使君之祖也。

15『日本書紀』履中5年10月甲子条

(上略・神の崇りによる皇妃の死去) 或者曰、車持君行於筑紫国、而悉校車持部兼取充神者、必是罪矣。天皇則喚車持君、以推問之、事既寔焉。因以数之曰、爾雖車持君、縱檢校天子之百姓、罪一也。既分寄于神祇車持部兼奪取之、罪二也。則負惡解除・善解除、而出於長渚崎令祓禊。既而詔之曰、自今以後、不得掌筑紫之車持部、乃悉収以更分之奉於三神。

16『日本書紀』雄略9年2月甲子朔条

遣凡河内直香賜与采女、祠胸方神。香賜与采女既至壇所(香賜、此云舸拖夫)、及将行事、奸其采女。天皇聞之曰、祠神祈福可不慎歟。乃遣難波日鷹吉士将誅之、時香賜即逃亡不在。天皇復遣弓削連豐穗、普求国郡県、遂於三島郡藍原、執而斬焉。

17『肥前国風土記』基肄郡条

姫社郷。此郷之中有川、名曰山道川。其源出郡北山、南流而會御井大川。昔者、此川之西、有荒神、行路之人、多被殺害、半凌半殺。于時、卜求崇由、兆云、令筑前国宗像郡人珂是古祭吾社。若合願者、不起荒心。覓珂是古、令祭神社。珂是古、即捧幡祈禱云、誠有欲吾祀者、此幡順風飛往、墮願吾之神辺。便即拳幡、順風放遣。于時、其幡飛往、墮於御原郡姫社之社。更還飛来、落此山道川辺之。因此、珂是古、自知神之在処。其夜夢見臥機(謂久都毗枳)・絡塚(謂多々利)舞遊出来、壓驚珂是古。於是、亦識女神。即立社祭之。自爾已来、行路之人、不被殺害。因曰姫社、今以為郷名。

○史料 14…、吳に派遣した使者が筑紫に還着／宗像大神が工女を求める

→兄媛を大神に(御使君の祖)

@延喜式内社織幡神社に関連か

* 神の奉祀と機織りの関係：『書紀』神代上・宝鏡開始段、『常陸国風土記』久慈郡太田郷条・長幡部之社

@沖ノ島祭祀第Ⅱ期(22号遺跡)：金銅製雛形紡織関係品の存在

○史料 15…乗輿供進を担当する車持君は車持部を檢校→大神の怒りで皇后が死去

・筑紫之車持部…大宝2年豊前国仲津郡丁里戸籍：車持君(『大日本古文書』1—187)、大宰府出土木簡34・35号：車持朝臣(大宰府書生か)

・大神への車持部献上…乗輿供進や物資の運搬 @大嘗祭で菅蓋を執る→祭祀に関与

○史料 16…凡河内直香賜と采女が胸方神を奉祀→難波日鷹吉士、弓削連豐穗が誅殺

・香賜が采女を「奸」(神婚儀礼か)

・『類聚三代格』卷1延暦17年10月11日官符

出雲国造が「新任之日即棄嫡妻、仍多娶百姓女子号为神宮采女、便娶為妻」

・女神奉祀方法の問題

『播磨国風土記』揖保郡佐比岡条…女神の怨怒を和鎮するために「佐比」

『古語拾遺』…御歳神の崇りを解く方法として「作男莖形」

史料 17…宗像郡人珂是古が奉斎／紡織機が「舞遊出来、壓驚珂是古」

・吉士集団と凡河内直は難波での外交儀礼に協業 →筑紫への進出／難波部設置

(2) 有明海勢力との競合

○『日本書紀』神代上・瑞珠盟宝段に描かれた沖ノ島奉祀集団

- ・本文：「此則筑紫胸肩君等所祭神是也」
- ・第三の一書：「此筑紫水沼君等祭神是也」
→筑後国三瀨郡を本拠とする水沼（間）君（県主）

○宗像地域と筑後地域の古墳の様相

- ・宗像地域：4世紀後半に釣川地域に東郷高塚古墳や高宮古墳が造営／5世紀初には玄界灘沿岸西部地域では大型前方後円墳の造営が衰退
- ・有明海沿岸・筑後川流域：5世紀初に大型前方後円墳が出現
→水沼君につながる勢力が沖ノ島祭祀に関与する機会があったか
- ・5世紀中葉：宗像地域でもある程度の規模の前方後円墳造営が再開／5世紀後半～6世紀代には神湊の西南の津屋崎古墳群で大規模な前方後円墳が継続的に造営
→筑後の八女古墳群、肥後の氷川下流域の筑紫君や肥君と競合

○水沼君の後退

18『日本書紀』雄略10年9月戊午条

身狭村主青将呉献二鵝到於筑紫。是鵝為水間君犬所嚙死（別本云、是鵝為筑紫嶺県主泥麻呂犬所嚙死）。由是、水間君恐怖憂愁、不能自默、献鵝十隻与養鳥人、請以贖罪。天皇許焉。

- ・呉から到来した鵝鳥を水間君の犬が噛み殺す→鵝10隻と養鳥人を献上して贖罪
- ・筑紫君磐井の乱（527～28年）…加耶諸国の争奪をめぐる百済と新羅の対立
倭王権は百済支持
新羅は磐井に接触→筑紫・肥・豊を基盤に倭王権と対決
@独自の支配機構（『釈日本紀』所引筑後国風土記逸文：岩戸山古墳の業者）／石人・石馬文化圏の広がり
- ・磐井の子筑紫君葛子は糟屋屯倉を献上して贖罪 →筑紫国造として存続
- ・糟屋屯倉は宗像地域に近接する場所に設定／筑紫君ら有明海に面する筑後地域の豪族が朝鮮諸国と通交する拠点
@宗像地域…磐井の乱の基盤となる首長連合体には属さず、対抗・牽制の役割

(3) 宗形神の奉祀の広がり

○史料17…有明海方面の女神をは宗像地域の人が奉祀

○式内社…大和国城上郡宗像神社、尾張国中島郡宗形神社、下野国寒川郡胸形神社、伯耆国会見郡胸形神社、備前国赤坂郡・津高郡宗形神社

○式外社…長門国の宗形神（『日本紀略』寛平3年〔891〕8月28日条）、筑後国宗像神（『続日本後紀』承和7年〔840〕4月丙申条）、肥前国宗形天神（『日本三代実録』貞観13〔871〕4月3日条）

- ・尾張国…大海人皇子（天武天皇／高市皇子の父）／大海宿禰菟蒲（尾張国海部郡）
- ・下野国…河川を介して海との関係（第2河口）
- ・備前国…那津官家—吉備児島屯倉—難波屯倉：瀬戸内海航路の要衝
→難波吉士との関係／難波部の配置
- ・伯耆国…日本海航路と沖ノ島祭祀の関係
- ・長門国…日本海・瀬戸内海への結節点

・筑後・肥前国…有明海方面への進出

(4) 「竹斯嶋上諸軍士」の活動

19『日本書紀』雄略23年(479)4月条

百濟文斤王薨。天皇以昆支王五子中、第二末多王幼年聡明、勅喚内裏、親撫頭面誠勅慰懃、使王其国。仍賜兵器、并遣筑紫国軍士五百人、衛送於国。是為東城王。

20『日本書紀』雄略23年(479)是歳条

百濟調賦益於常例。筑紫安致臣・馬飼臣等、率船師以擊高麗。

21『日本書紀』繼体6年(512)4月丙寅条

遣穗積臣押山使於百濟。仍賜筑紫国馬卅匹。

22『日本書紀』欽明15年(554)12月条

(上略)以十二月九日遣攻斯羅。臣先遣東方領物部莫哥武連、領其方軍士攻函山城。有至臣所将来民竹斯物部莫奇委沙奇能射火箭。蒙天皇威靈、以月九日酉時焚城拔之。故遣单使馳船奏聞。別奏、若但斯羅者、有至臣所將軍士亦可足矣。今狛与斯羅、同心戮力、難可成功。伏願速遣竹斯嶋上諸軍士、来助臣国。(中略・聖明王の敗死)余昌遂見圍繞、欲出不得。士卒遑駭不知所因。有能射人筑紫国造、進而彎弓占擬、射落新羅騎卒最勇壯者、発箭之利通所乘鞍前後橋、及其被甲領会也。復続発箭如雨、彌厲不懈、射却圍軍。由是、余昌及諸将等得從間道逃帰。余昌讚国造射却圍軍、尊而名曰鞍橋君(鞍橋、此云矩羅賦)。(下略)

23『日本書紀』欽明17年(556)正月条

百濟王子惠請罷。仍賜兵仗・良馬甚多。亦頻賞祿。衆所欽歎。於是、遣阿倍臣・佐伯連・播磨直、率筑紫国舟師、衛送達国。別遣筑紫火君(百濟本記云、筑紫君兒、火中君弟)率勇士一千衛送彌氏(彌氏、津名)、因令守津路要害之地焉。

24『日本書紀』崇峻4年(591)11月壬午条

差紀男麻呂宿禰・巨勢巨比良夫・狹臣・大伴嚙連・葛城烏奈良臣、為大將軍率氏氏臣連為裨將部隊、領二万余軍、出居筑紫。遣吉士金於新羅、遣吉士木蓮子於任那、問任那事。

25『日本書紀』推古10年(602)2月己酉朔条

来目皇子為擊新羅將軍、授諸神部及国造・伴造等并軍衆二万五千人。

○磐井の乱後も筑紫の豪族の軍事力に依存

○史料24・25：国造軍による全国的発兵を企図

…但し、筑紫に駐留して渡海せず／実戦で活動は白村江戦(663年)が最初

○百濟救援の出兵…第一次派遣軍(5000人)では筑紫の豪族が主体か

筑紫国造筑紫君や配下の大伴部、筑紫三家連、韓嶋勝など

(5) 大海人皇子と宗像氏との婚姻

○凡海部による資養

○胸形君徳善の女尼子娘との婚姻

○長子高市皇子…持統10年(696)43歳で死去(『公卿補任』・『扶桑略記』)

→白雉4年(653)以前に婚姻関係成立

@645年：唐が朝鮮三国の抗争に軍事介入…百濟の役、白村江戦に帰結する倭国の出兵活動はまだ視野に入っていないが、の東アジアの動乱に備え関係強化か

三 平安時代の展開

(1) 北宮王家から藤原北家へ

26『大鏡』巻2太政大臣忠平条

(上略) つねにこの三人の大臣達《実頼・師輔・師尹》のまいらせ給れうに、小一条の南、勘解由の小路には石だゝみをぞせられたりしが、まだ侍ぞかし。宗像の明神のおはしませば、洞院小代の辻子よりおりさせ給しに、あめなどのふるひのれうとぞうけたまはりし。(中略) この貞信公には、宗像の明神うつゝにもなど申給けり。「われよりは御くらみたかくみさせたまへるなむ、くるしき」と申給ければ、いと不便なる御ことゝて、神の御くらみ申あげさせたまへる也。(下略)

27『土右記』延久元年(1069)5月18日条

(上略) 相次前大弐師成卿来。左府被参東北院、参御[]之後入来者。言談良久。其中云、小一条[]大臣為三位之時、為男正六位上冬嗣、自当[]長手被買取云々。冬嗣為内舍人之時、参内、到東洞院近衛御門之間、虚中有声云、暫留聞吾言。応声暫留、乃示云、指小一条云、買取件地可居住、福及子孫、我又住此辺為汝護。有声無形、随有怖畏、答云、如只今者無可買取之力云々。其後口口兩月又有声、所示如初、答又同。又若自身[]被申嚴父也。於是彼大臣許諾。次聞此声[]乎。答云、我是住大和国添上部及筑前。以此相尋自知歟。又件家傍作吾居所、我必護汝一家。雖我住所々、有可教化洛陽之思也云々。(下略)

○史料 12…筑前国宗像郡金崎との関係不安定

○史料 27…藤原北家台頭の祖冬嗣が平安京内に宗像神を奉祀 @宗像神側の接近

○史料 09…宗像郡でも大領兼神主の宗像朝臣池作の死去を契機に両職の分離

→宗像神奉祀を通じて藤原北家に近づき、たとえ神主兼帯はなくなっても、強固な在地支配を維持しようとする。

@冬嗣の母は飛鳥部奈止麿の女(『尊卑分脈』、『大鏡』)…飛鳥部奈止麿は長屋王の子安宿王と関係する安宿公奈杼麻呂に比定され、南家・式家の勢力も大きかった当時において、彼の存在を媒介として、北家の冬嗣と宗像神・宗像氏との関係形成が可能になる

(2) 9世紀後半の新羅海賊跳梁

28『日本三代実録』貞観12年(870)2月15日条

勅遣従五位下行主殿権助大中臣朝臣国雄、奉幣八幡大菩薩及香椎唐・宗像大神・甘南備神。告文曰、(中略)又曰、天皇我詔旨止掛畏岐宗像大神乃広前尔申賜倍止申、(中略)亦我皇太神波、掛毛畏岐大帯日姫乃、彼新羅人乎降伏賜時尔、相共加力倍賜天、我朝乎救賜比守賜奈利、(中略)上件寇賊之事在倍岐物奈利止毛、掛畏皇太神、国内乃諸神太知遠唱導岐賜比天、未発向之前尔沮拒排却賜倍。若賊謀已熟天、兵船必来倍久在波、境内尔入賜波須之天、逐還漂没米賜比天、我朝乃神国止憚良礼来礼留故実乎澆多之失賜布奈。(下略)

29『日本三代実録』元慶2年(878)12月24日条

遣兵部少輔従五位下兼行伊勢権介平朝臣季長、向大宰府、奉幣檀日・八幡及姫神・住吉・宗形等大神。其檀日・八幡・姫神、別奉綾羅御衣一襲・金銀装宝劔各一。以彼府奏有詫宣云新羅凶賊欲窺我隙、并肥後国有大鳥集、河水變赤之恠也。

○宗像神が神功皇后の「三韓征討」に助力したという記紀にはない新しい言説

○宗像神は「皇太神」で天照大神と同体／「神国」日本という意識

○遣唐使関係での奉祀も…承和度遣唐使が2度も渡海に失敗

30『続日本後紀』承和5年(838)3月甲申条

勅曰、遣唐使頻年却廻、未遂過海。夫冥靈之道、至信乃応、神明之徳、修善必祐。宜令大宰府監已上、毎国一人率国司・講師、不論当国・他国、折年廿五以上精進持經心行無変者、度之九人。香襲宮二人、大臣一人、八幡大菩薩宮二人、宗像神社二人、阿蘇神社二人、於国分寺及神宮寺安置供養、使等往還之間、専心行道、令得穩平云々。

(3) 小野宮流との関係維持

31『類聚符宣抄』第1天元2年(979)2月14日官符

応補任坐筑前国宗像宮大宮司正六位上宗形朝臣氏能事。右、得神祇官貞元三年八月五日解僞、彼宮司并氏人等去天延二年二月五日解状僞、此宮從世初之時、已為日本之固。其奇異縁起不可勝計。謹檢旧例、去天慶年中以往不置件宮司、只以神主職為雜々執行之長。其時年慶度々祭、只臨山海為先漁獵。而藤原純友凶乱和平之後、登坐正一位勲一等之階。爰源清平朝臣為彼時大貳之間、可言上公家奉授菩薩位之由、託宣頻了。仍且注託宣旨言上解文、且為使少貳藤原朝臣惟遠、奉授菩薩位矣。自尔以来、長停獵山漁海之祠祀、修法施登覺之善根。年首歲末并薰香花、或五日或三夜、囑僧侶唱法味、移彼田獵之料、充此功德之施。于時大貳清平朝臣、可置宮司職令執印勤行之由、初以定行之日、以神主令兼行。其後繼踵任來之間、未有必蒙官符、只就府国遙以競望。仍雖神田地子三時六度祭料、而更闕其用、枉為贖勞。因之神宮雜務莫不陵遲。是則不蒙官符補任件職之所致也。重檢傍例、坐筑後国高良大神宮司、代々国司以郎等一人補任檢校職、令執印行事。每至遷替之日、不弁勤惰、奔以京上。仍去安和二年八月五日初蒙官符、補任大神宮司以降、神威弥蔽、修治無怠。加以当国住吉・香椎・筑紫・竈門・筥崎等宮、皆以大宮司為其所之貫首。而当宮以一人兼任、無分置其職。校於是等之例、事寄似輕。方今件氏能已為擬任職、能知先祖之風、才幹相備、尤足推挙。仍言上如件。

(下略)

32『日本三代実録』貞觀18年(876)正月25日条(参考)

先是、貞觀十六年大宰府言、香椎廟宮毎年春秋祭日、志賀嶋白水郎男十人・女十人奏風俗樂。所着衣裳、去宝龜十一年大貳正四位上佐伯宿祢今毛人所造也。年代久遠、不中服用。請以府庫物造充之。至是、太政官処分、依請焉。

○史料31…小野宮流(忠平の子実頼)の藤原頼忠が関白の時に大宮司職を設置

○小野宮家の高田牧…管理者宗形信遠、宗像妙忠

→年貢とともに、日宋貿易で入手した唐物(薬、香料等)を献上

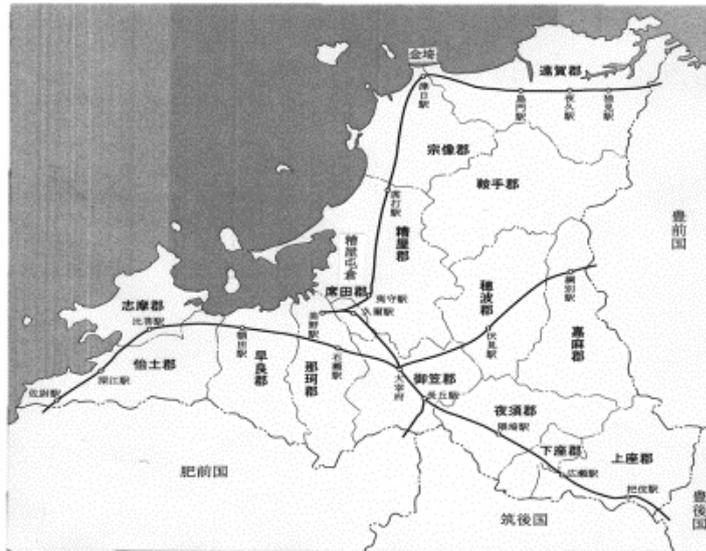
@鎌倉時代:博多僑住の宋人と婚姻関係も(系図参照)

○大宰府の府官(監・典)としても活動(表1参照)

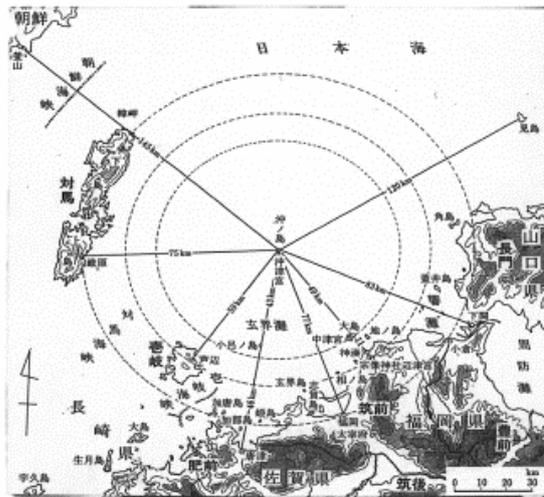
(参考文献)

- ・『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』I・II・III…沖ノ島のHP
- ・『宗像市史』史料編第1巻古代・中世I、通史編第2巻古代・中世・近世
- ・正木喜三郎『古代・中世宗像の歴史と伝承』(岩田書院、2004年)
- ・森公章「王臣家と郡司」(『日本歴史』651、2002年)／『奈良貴族の時代史』(講談社、2009年)／『東アジアの動乱と倭国』(吉川弘文館、2006年)／『古代日中関係の展開』(敬文舎、2018年)

筑前国略図



沖の島位置図



宗像大宮司家の系図

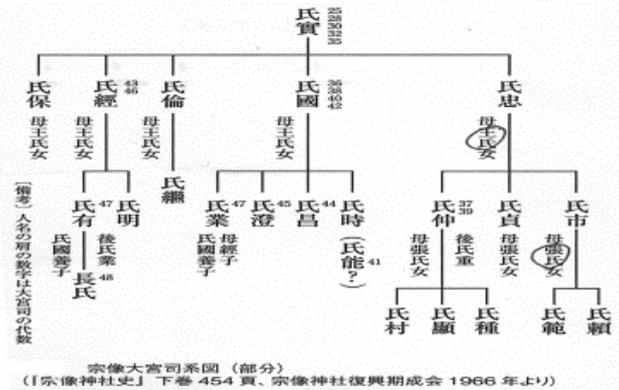


表1 監代・典代と「所」官人の氏姓

<p>監代…直、安部、大藏朝臣、大中臣朝臣、小野朝臣・小乃、上毛野、紀朝臣、清原真人、百濟、佐伯、早良、菅乃朝臣、菅原、但波、多治朝臣・丹治、高橋、豊嶋、津、伴朝臣、竹志、橋朝臣、秦、速部、惟宗朝臣、日奉、船真人、藤原朝臣、源朝臣、御春朝臣、真上、宗形朝臣、山村、和氣朝臣/直宿禰、伊勢、大藏朝臣、大中臣朝臣、大原朝臣、小野、上野、紀朝臣、清原、惟宗朝臣、菅野、橋、伴朝臣、平、中原朝臣、藤原朝臣、文屋真人、源</p> <p>典代…阿刀、不知山、大藏、大中臣、紀、清原、内藏、財部、橋朝臣、津、長岑、速部、宗形/平</p> <p>庁頭…大中臣、惟宗、伴宿禰、秦、藤井、山、和氣</p> <p>貫首…清原、高橋、豊嶋、中臣、秦/丹治、源</p> <p>税司…預：矢作、十郡司：別、別当：橋</p> <p>審客所…執行：山村、監代：山村</p> <p>兵馬所…官人代：建部・小治田、勾当：百濟・調・海原/執当：赤染・宗形、庁頭：中臣・清原、十郡司：酒井、府老：大中臣・山宿禰、預</p> <p>警固所…檢取：田口、本司兼監代：百濟、文殿：宗形、庁頭：大中臣、貫主：高橋、府老：紀朝臣</p> <p>檢非違所…別当、執行：大藏、檢非違使：佐伯、大神</p> <p>公文所…庁頭：和氣・山・宗形・惟宗、府老：百治(百濟か)・山・宗形朝臣・惟宗朝臣、案主書生：紀、案主史生：高橋、監代：竹志・小乃・藤原・早良・大中臣</p> <p>学校院…別当：(權監代)、院司</p> <p>進觀世音寺行事所…庁頭：藤井、府老：大中臣、典代：不知山、監代：菅野、文殿：内藏、府掌：平</p>

(備考)「/」以降は鎌倉時代の事例であることを示す。「所」官人については役職名別に表示した。兵馬所の項の「/」は別の文書での構成員であることを示す。庁頭・貫主には「所」官人として登場する事例も含めて表示してある。